

20歳がスタート！万が一に備えて支え合う国民年金への加入手続きを忘れずに

問い合わせ 国民年金課 ☎0287(62)7129

国民年金は、老後や“万が一”の事態に備えて保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金加入の手続きをしましょう。*

国民年金保険料を納めないでいると、万が一の際、障害年金などを受け取れなくなる場合がありますので、忘れずに申請しましょう。

※すでに就職し、20歳到達時に厚生年金などに加入している人は手続き不要です。

【国民年金の種別】

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入する人	・自営業者、自由業者(フリーターを含む)、学生、無職の人など ・第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない人	厚生年金 ^{注1} に加入している会社員・公務員など	厚生年金 ^{注1} の加入者に扶養されている配偶者(妻か夫)
加入期間	20歳～60歳 ^{注2}	就職時～退職時	20歳～60歳
加入手続きをする人	本人		配偶者(夫・妻)
加入手続き場所	☑️国民年金課、☑️市民福祉課、☑️総務福祉課、大田原年金事務所、箒根出張所	勤務先	配偶者(夫・妻)の勤務先
納付手続きをする人	本人		—
保険料の納め方	①銀行やコンビニエンスストアで現金納付 ②口座振替 ③クレジット納付 など (平成30年度保険料 月額16,340円)	事業主と折半して納付(給料天引きが一般的)	厚生年金制度全体で負担

注1 平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。

注2 海外在住の日本人で20歳以上65歳未満の人も年金に加入することができます。

保険料の納付が難しい場合には次の制度があります

※他にも失業・天災などで該当者の前年所得をゼロとみなす特例もありますので、詳細は問い合わせてください。

1 <<納付免除制度>>

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になる場合があります。

2 <<納付猶予制度>>

50歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、納付が猶予される場合があります。

3 <<学生納付特例制度>>

学生で本人の所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます(対象校が限定されます)。

申込方法

身分証(運転免許証など)と印かんを持参し、以下の窓口で申請してください。

☑️国民年金課 ☑️市民福祉課 ☑️総務福祉課 箒根出張所

※電話での申請は受け付けていません。

※本人ではない人が申請するときは委任状が必要な場合がありますので、事前に電話などで確認してください。



地域みんなで子育てを支えあう

ファミリーサポートセンターの会員募集中

申し込み・問い合わせ
市ファミリーサポートセンター
☎0287(47)6252

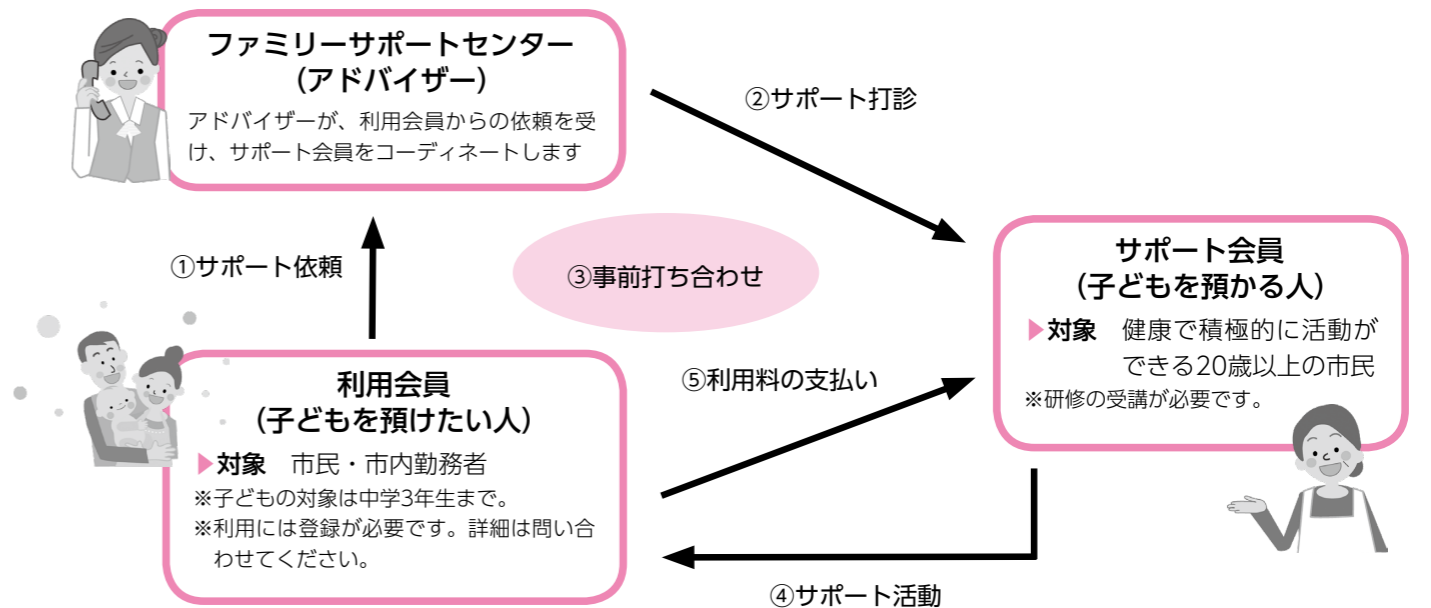
子どもの預かりや送迎などを有償で行う、ファミリーサポートセンター(ファミサポ)の「サポート会員」になるための研修を行います。自分のできる範囲のサポートで構いません。空いた時間を子どもたちのために使ってみませんか？

とき	ところ
2月 8日(金) 午前9時30分～午後0時30分	いきいきふれあいセンター
2月16日(土) 午前9時～正午	黒磯消防署
2月22日(金) 午前9時30分～正午	いきいきふれあいセンター
2月23日(土) 午前9時30分～午後0時30分	

- ▶対象 20歳以上の市民
- ▶定員 20人(無料託児あり)
- ▶内容 子どもの発達・栄養・遊びに関する講座、普通救命講習 など
- ▶参加費 無料
- ▶申込期限 2月1日(金)

ファミリーサポートセンターとは…

子育てをサポートしてほしい人と、サポートできる人を結び、地域みんなで子育てを支えていく仕組みです。



こんなとき…ファミサポを利用してみませんか？

「習い事や保育園・学校、部活の送り迎えを頼みたい」、「妊娠中で上の子の面倒を見るのが大変」、「自分が病院に行く間、子どもを預けたい」、「たまには子どもを預けて、ゆっくり美容院や買い物に行きたい」…など、子育て中の悩みは尽きません。そんなとき、「ファミサポ」を利用してみませんか？

利用料(子ども1人、1時間あたり)

利用日	利用時間	利用料
平日(月～金)	午前7時～午後7時	700円
	午後7時～9時	800円
土・日・祝 年未年始	午前7時～午後9時	800円

※サポート終了後、左記の金額を利用会員がサポート会員に直接支払います。
※兄弟姉妹で預ける場合は、2人目以降の利用料は割引になります。
※ひとり親家庭などには、助成制度があります。

サポート内容

- 子どもの預かり
- 習い事や保育施設・学校への送迎
- ※子どもを預かる場所は、原則、サポート会員の自宅です。